子どもの預かりサービス等に関する実態調査等を踏まえた 今後の対応について

- 〇 平成26年3月17日、ベ ビーシッターを名乗る男 性の自宅から男児が遺体 で発見されるという、大 変痛ましい事件が発生。
- 〇 保護者は、日常的な保 育所の利用に加えて、休 日や夜間などの一時的な 預かりを必要としていた。
- 〇 インターネット上の マッチングサイトで、子 どもの預かりサービスに、 従事する者の氏名、預か り場所、資格の状況など の重要な情報を利用者が 正確に知り得る形になっ ていない等の問題点が あった。
- 〇 このような事件が二度 と繰り返されないように するため、実態を把握す るとともに、利用者の視 点で対策を検討すること とした。

〇自治体

法令上、届出の対象外となっている小規 模な認可外保育施設や施設形態でないもの について、把握している自治体は少ない。

届出制等の対象範囲の 在り方の検討

〇事業者

- ・ 事業者による採用時の研修は、短時間の 研修が多い。
- ・ 回答のあった事業者はすべて保険に加入 し、保育終了後に子どもの様子を利用者に 書面で報告している。
- ・ 保育者の採用等の基準として、多くの事 業者が資格・免許の保有や育児経験等を基 準としており、利用者が事前に確認できる こととしている。

認可外の居宅訪問型保育 事業等に対する指導監督 基準の在り方の検討

〇マッチングサイト

- ・ マッチングサイトを利用している保育者 は基本的に個人であり、法人・事業所が利 -用しているケースは、ほとんどない。
- マッチングサイトへの登録に当たっては、 保育者本人に関する情報を自己申告として いるサイトが多い。

マッチングサイトへの 対応の在り方等の検討

会の下に、 専門委員会 を設置(予 定)

社会保障審

議会児童部

※平成26年秋 頃を目途に取 りまとめ

利 用 者 0 視

実態

調

査

()

結果

〇情報提供

• 利用できる地域の子育て支援サービスに ついての情報が保護者へ的確に伝わってい ないことが課題。

情報提供等の在り方の 検討